

社会科学研究所 定例研究会 報告要旨

2008年9月6日（土） 定例研究会報告

テーマ： 日韓比較民俗学の試み—清明と寒食をめぐって—

講 師： 竹 田 旦（茨城大学名誉教授）

時 間： 15時30分～18時

場 所： 神田校舎 784教室

参加者： 5名

報告内容概略：

わが国の民俗学研究にとって、「比較民俗学」は、長らくタブーとされた研究領域であった。理由は、わが国の民俗学研究に圧倒的な影響を保ち続けた柳田國男が、この領域の研究を容認しなかったからである。

さらに言えば、「日韓」の比較研究も長らくタブーであった。理由は、韓国が長く日本の植民地支配下におかれ、韓国における民俗学研究も、その日帝支配期に生まれ、貴重な調査記録が残されたからである。日本の敗戦と光復後の韓国では、その成果の上にさまざまの重要な調査が行われたが、その成果は長らく日本の研究者の目には届かなかつたし、韓国の民俗学研究者も日帝時代の調査との連続性を語ることを避けた。

また1987年の民主化宣言、1988年のオリンピックを契機とした北方外交以前の韓国のイメージは、軍事政権の支配する圧政の国であり、日本の研究者の多くは「韓国」という国名の使用すらタブー視した。その一方で、韓国においても、日本は「植民地支配の責任を忘れ、韓国を初めとするアジアの犠牲のうえに高度経済成長をとげた許しがたい、不道徳な国」であり、研究者は肯定的な言及を避ける傾向にあった。

今回、講師にお迎えした竹田旦氏は、柳田國男の影響下に民俗学研究を始めながら、1965年に日韓条約が締結される直前の1964年に、偶然、戦後韓国民俗学研究の中心的存在である任東権氏の訪問を受け、それをきっかけとして戦後初の日韓合同民俗調査を組織し、条約締結後は、崔仁鶴、池春相といった、その後の韓国民俗学研究を担う研究者を受け入れ育てた貴重な経験をもつ民俗学研究者である。竹田氏自らが「五十の手習い」と言われるように、韓国語を独学で学習し、調査を重ね、祖先祭祀研究を中心に『木の雁—韓国の人と家』（サイエンス社、1983年刊）、『祖靈祭祀と死靈結婚—日韓比較民俗学の試み』（人文書院1990年刊）、『祖先崇拜の比較民俗学—日韓両国における祖先祭祀と社会』（吉川弘文館1995年刊）、『日韓祖先祭祀の比較研究』（第一書房 2000年刊）など、日韓比較民俗学研究上の貴重な成果を公表している。

本研究会における報告も、そうした祖先祭祀の比較研究の延長線上に位置するものである。

日本と韓国は、ともに中国の大きな影響を受けながら、「節供」や「名節」と呼ばれる年中行事を行ってきたが、両国の祭りの実際には、時として大きな隔たりがある。

今回取り上げた、陰暦4月4日の「清明節」は、中国の漢族、朝鮮族と日本の沖縄で祝

われるが、日本本土と韓国にはない。ただし韓国には、それに先立つ「寒食」が残されている。

これに対して陰暦 7 月 15 日に祝われる日本本土と沖縄の「盆」は、韓国では「百中」として僅かに残されているが、中国では漢族にも朝鮮族にもない。

陰暦 8 月 15 日は、日本本土と沖縄では「十五夜」であり、韓国と中国の朝鮮族では「秋夕」、中国の漢族では、「仲秋節」である。

これを祖先祭祀という観点から見ると、日本の「盆」、韓国の「秋夕」は、全国的に帰郷ラッシュの交通渋滞を引き起こす典型的な一族再会と祖先祭祀の機会であり、沖縄の「清明祭」や韓国の「寒食」も祖先祭祀の性格を維持している。中国には、これらの祭りの機会に祖先祭祀が行われる気配はない。

以上を、表にまとめると下表のようになる。

		陰暦 8 月 15 日	陰暦 7 月 15 日	陽暦 4 月 4 日・5 日
中国	漢族	仲秋節	×	清明節・寒食節
	朝鮮族	秋夕（祖先祭祀）	×	清明（祖先祭祀）
韓国		秋夕（祖先祭祀）	百中	寒食（祖先祭祀）
日本	本土 沖縄	十五夜 十五夜	盆（祖先祭祀） 盆（祖先祭祀）	× 清明祭（祖先祭祀）

こうした祭りや祖先祭祀の時期的な相違は、どこから生じるのであろうか。

竹田氏は、この違いを日本、韓国、中国の農耕の性格の違いから説明しようとした。

農耕儀礼は、農作業の初めに豊かな実りを願い、収穫の折には豊かな実りを感謝して、いざれも祖靈を迎え、祖靈に作物を捧げ、ともに分かち合うことを目的とし、祖先祭祀の性格をあわせもつことが多い。日本と韓国は、農作業の中心に稻作をおくことが多いので、共通要素が見られるが、日本と比べて寒冷な韓国では、陽暦 4 月 4 日あたりが農耕初めの祭りに相応しく、陰暦 8 月 15 日あたりに収穫を祝う祭りが来ても不思議ではない。これに対して、やや南に位置する日本では、農耕初めも、収穫も韓国より 1 カ月ほど早く、陰暦 7 月 15 日あたりに収穫を祝う祭りを行う。

これに対して沖縄は、年に 2 度の収穫を期待できる稻の二毛作地帯であり、中国の黄河以北は、粟、稗、高粱などの雑穀地帯であるから、農耕儀礼や収穫儀礼、ひいては祖先祭祀の儀礼の時期は、日韓と大きく異なる場合も生ずる。

こうした農耕作業のサイクルの違いが、祭りの時期や性格に大きな影響を与え、同じ中国起源の祭りのうちに地域的な偏差を生み出すことになったと考えられる。

以上が、竹田氏の報告の骨子だが、その主張は日本本土、韓国のみならず、中国の漢族居住地域、朝鮮族居住地域、日本の沖縄などで行われた、長年の調査の成果に裏付けられ、細部においても、充分に説得力のあるものとなっている。

記：専修大学文学部・樋口淳

2008年9月27日（土） 定例研究会報告

テーマ： 沖縄自立論

報告者： 松島泰勝（龍谷大学経済学部准教授）

時 間： 15時から17時30分

場 所： 専修大学神田校舎社会科学研究所分室

出席者： 30名

共 催： 専修大学社会科学研究所特別研究助成

「東アジアの市民社会形成と人権・平和・共生」研究グループ

専修大学現代文化研究会

NPO 現代の理論・社会フォーラム

報告内容概略：

松島氏は、(1)政府の振興開発によって沖縄の経済は自立したのかという点、(2)沖縄の振興開発行政の構造、(3)沖縄の内発的発展の下からの積み上げによる自立論、について報告した

(1)については、1972年の本土復帰時と2005年の経済指標を比較し、経済的自立は達成されず、逆に本土への依存度が深まり、現在の沖縄経済は依存・従属経済に陥っていると論じた。

(2)については、沖縄の開発手法や予算の策定が、政府によるトップダウン型になっており、振興開発と基地経済への依存が強化され、環境破壊が進むとともに、沖縄への基地押し付けが固定化されているとした。

(3)については、沖縄の地域的特色は、以下の点にあるとした。①独特な文化・環境、社会関係があること、②琉球・沖縄の歴史・文化・環境・社会関係等を踏まえた発展、③内発型の住民参加を重視した発展、である。

そして、松島氏は、結論的に、沖縄は「もう一つの道」を歩むべき時期にきたとし、内閣府沖縄担当部局を廃止し特例型単独州である「琉球州」を作り、沖縄独自の発展を遂げるべきこと、自主財源の充実、各島での環境協力税の賦課、地域通貨の発行、住民参加型市場公募型地方債の発行などを提案した。

記：専修大学法学部・内藤光博

2008年10月18日（土） 定例研究会報告

テーマ： 裁判員制度の批判的検討

報告者： 庭山英雄（専修大学元教授・弁護士）

中村順英（弁護士）

コメンテータ：木幡文徳（所員、専修大学教授）

内田雅敏（弁護士）

時 間： 13時30分から17時

場 所： 専修大学神田校舎1号館14号教室

参加者： 30名

共 催： NPO 現代の理論・社会フォーラム

報告内容概略：

基調報告者である中村順英弁護士は、まず、裁判員制度全般について説明した後、裁判員制度には、世論では消極的な意見も多く、弁護士会でも意見が分かれており、一部の政党から延期論も出されている現状を説明した。これについて、中村弁護士は、自らの刑事弁護士としての経験から、現状の刑事裁判においては、職業裁判官の訴訟指揮のもとで、自己偏重主義が横行し、捜査を追認するだけの裁判が行われ傾向が強いことを指摘した。それを変えるためには、様々な経験を有する一般市民が、職業裁判官とは異なる視点で法廷にのぞみ、直接被告人の証言や証拠に触れて、自らの知識と経験に基づいて考え、評決に加わることが重要であるとした。裁判員制度は、様々な欠点はあるものの、まずは施行して、その中で問題点を解決すべきであると結んだ。

庭山英雄元教授は、第一に、裁判員制度については、弁護士会の中でも厳しい批判が寄せられていることを紹介した。しかし、批判する側からは、それに代わる具体的提案がなされていないことを指摘し、裁判員制度の実際の運用の中で、冤罪発生を防止する方向にもっていくべきであることを強調した。第二に、庭山元教授は、裁判員に選任された場合、裁判員制度は国民主権の実現の第一歩であるので積極的に参加すべきこと、良識を働かせて判断し、わからない場合は臆することなく明確に疑問を呈し、意見を述べるべきことを主張した。

記：専修大学法学部・内藤光博